

命・くらし守る願いに応え、公正な議会運営へ

2月4日、臨時議会が開かれ、山田議長、金澤副議長が辞職。委員会構成等も右表のように変更。

正副議長改選の結果は以下の通りでした。

議長選挙
投票総数 10
藤堂与三郎氏 6
金澤博氏 4

副議長選挙
投票総数 10
西澤伸明 6
丸山恵二氏 4

副議長就任に当たり、西澤議員が行ったあいさつを加筆・補正して紹介します。

議員諸氏のあたたかいご推挙により副議長の大役をいただき、微力ではありますが任期までの一年間、任務をまっとうさせていただき決意しております。

副議長になったからと言って、「北川町政に対していいことには推進、間違った施策・姿勢には正す役割」で臨む立場が変わるわけではありません。

甲良町の内外でかかえる課題は山積しています。また議会と議員が町民から負託を受けた願い実現の道には山あり谷ありが予想されます。とり

わけ、議会の正副議長がかかわったとされる「官製談合疑惑」解明の総仕上げに向けて、過去のまちがいに議会も行政も正面から向き合う必要を痛感しています。

知り合いの弁護士が「甲良町議会は疑惑解明に向けた取り組みを自慢していると思う。大したもんですよ。なかなか、全国の中でも百条委員会で解明をやり切ったケースはまれなのでは」とほめてくれました。住民の代表が談合を仕組んでいた疑惑を受けること自体「自慢」できた話ではありません。

町民の反応は表面上、静かに見えます。しかし、一步入れば、「この町を何とかあたりまえの町にしてほしい」との願いは大変強いものを感じます。その甲良町再生の願いを受けた議会の役割は何よりも議員が「私心」を自制し、対等な立場で思想信条の違いを認め合い論議を活発に行うこと、建設的な提案をどしどし試みることで、このことが要になるのではないのでしょうか。

藤堂議長を支援して、住民福祉の向上、公平公正で、ルールに基づいた議会運営を進める所存ですので、みなさま方のご協力、ご鞭撻、叱咤(しった)をお願いして就任のあいさつとします。

甲良町議会議員役職名簿

(平成23年2月4日現在)

議会構成		氏名			
議長		藤堂与三郎			
副議長		西澤伸明			
総務民生 常任委員会	◎濱野圭市	○山田壽一	藤堂与三郎		
	建部孝夫	宮寄光一			
産業建設文教常 任委員会	◎木村修	○西澤伸明	藤堂一彦		
	金澤博	丸山恵二			
予算・決算 常任委員会	◎宮寄光一	○建部孝夫	西澤伸明	山田壽一	
	藤堂一彦	金澤博	木村修	濱野圭市	
	丸山恵二				
議会運営 委員会	◎西澤伸明	○宮寄光一	濱野圭市	木村修	藤堂一彦
議会広報 特別委員会	◎西澤伸明	○藤堂一彦	建部孝夫	木村修	宮寄光一
議会運営 監査委員	藤堂一彦				

*上欄の◎印は委員長 ○印は副委員長

議員資格の有無 審査はじまる

8日、藤堂議長あてに、藤堂一彦、建部孝夫、木村修、宮寄光一、西澤の5議員連盟で「資格決定要求書」が証拠資料とともに提出されました。山田議員については「住所要件」、濱野議員については「兼業禁止」に該当するかどうか判断を求めています。

10日の本会議では、議員資格にかかわることであり、委員会の審査を省略してはならない決まりになっていることから、委員会条例に基づき6人の委員を選任。15日から審査が始まります。

議員必携(全国町村議長会編集・301ページ)によると次のように解説。資格の有無は議会が決める、となっています。

議員が被選挙権を失えば、当然、議員としての身分を失う。その被選挙権の一つの要素である住所要件(町村内に住所を有するという条件)の有無については議会が決定することになる(地方自治法127条第1項)

また議員は、法第92条の2の兼業禁止の規定に該当する時も議員の身分を失うが、その事実の有無も議会が決定することになる(地方自治法127条第1項)。

お元気ですか

のぶあきです

日本共産党

西澤伸明議員だより

2011年2月13日(日)号

Tel・Fax: 38-4949

滋賀・甲良町在士463

